

教学指第115号
教特第69号
教体第78号
令和3年4月19日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校における
部活動について（通知）

県立学校の部活動については、令和3年3月19日付け教学指第1598号、教特第917号、教体第925号「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」により、各校の部活動の活動方針に基づいた活動を行っているところですが、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなったことから、適用期間中の大会参加や練習試合等については、下記のとおりとします。

自校での活動については、各学校の部活動の活動方針による活動日や活動時間での活動を継続しますが、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は、当面見送る又は違う形態で行うなど、活動内容を十分に検討してください。また、外部指導者や卒業生などの関係者の来校については、人数を最小限にするなど十分な感染対策を継続するようお願いいたします。

部活動はこれまで発生した事例から、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、対象地域においては、特に慎重な対応をお願いいたします。

なお、今後、県内の感染の状況等によっては、活動停止を含めた対応を検討していくことを申し添えます。

記

○大会参加について

- ・高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会及びその予選会への参加は認める。
- ・上記大会以外の県外大会への参加は、原則として認めない。
(上記大会に準ずる大会への参加については、担当課と事前協議を行う。)
- ・県内大会への参加は認める。
- ・県内外の大会参加について、遠方で行われるなど宿泊が必要な場合は担当課と事前協議を行う。

○練習試合等について

- ・県外遠征は行わない。
県外チームを招いての交流は行わない。
- ・宿泊を伴う遠征は行わない。(県内も含む)
- ・全国大会等への出場が決まった場合の練習試合などの県外遠征は、担当課と事前協議を行った上で実施可とする。

※上記以外の内容については、令和3年3月19日付け教学指第1598号、教特第917号、教体第925号「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」の感染対策を参照する。また、令和2年8月21日付け教学指第621号、教特第356号、教体第413号「部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年9月25日付け教学指第778号、教特第430号、教体第500号「部活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（通知）」も参照すること。

【担当】

教育庁教育振興部

学習指導課 吉田 043-223-4057

特別支援教育課 中田 043-223-4045

体育課 鈴木 043-223-4108